



鳥取県公報

平成16年10月8日(金)
第7627号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	湯梨浜町の公平委員会の事務の受託 (740) (市町村振興課)	1
	南部町の公平委員会の事務の受託 (741) (")	2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (742) (協働推進室)	2
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (743) (障害福祉課)	3
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (744) (")	3
	児童福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (745) (")	4
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (746) (")	4
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (747) (")	5
	身体障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (748) (")	5
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (749) (")	6
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (750) (")	6
	知的障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (751) (")	7
	肥料の登録の有効期間の更新 (752) (食の安全推進課)	7
	肥料の登録の失効 (753) (")	8
	土地配分計画の作成 (754) (経営支援課)	8
国土調査の成果の認証 (755) (耕地課)	8	
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	9
	一般競争入札の実施 (行政経営推進課)	10
調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局高等学校課)	12

告 示

鳥取県告示第740号

地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第7条第4項の規定に基づき、次の規約により湯梨浜町の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

湯梨浜町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第7条第4項の規定に基づき、湯梨浜町 (以下「甲」という。)

は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理するために要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

鳥取県告示第741号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次の規約により南部町の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

南部町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、南部町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理するために要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

鳥取県告示第742号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年11月22日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成16年9月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取・賀露みなとオアシス

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

岸 安志

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市賀露町北一丁目6 - 19

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取港を中心とした地域住民のまちづくり活動をとおして、来訪者に対し、賑わいと交流の場を提供する事業を実施し、地域の振興とまちづくりに寄与することを目的とする。

鳥取県告示第743号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会羽合支部	東伯郡湯梨浜町大字長瀬584	居宅介護	平成16年10月1日
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会泊支部	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	〃	〃
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会東郷支部	東伯郡湯梨浜町大字旭83	〃	〃
有限会社ケアサービスクローバー	鳥取市大榎町13	ケアサービスクローバー	鳥取市大榎町13	〃	〃
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10 - 1	株式会社コムスン智頭ケアセンター	八頭郡智頭町大字智頭1506 - 1	〃	〃
有限会社中央福祉交通	米子市三本松二丁目11 - 26	有限会社中央福祉交通介護事業部	米子市三本松二丁目11 - 26	〃	〃
社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	指定居宅介護事業所サポートセンターひの	日野郡日野町根雨341 - 1	〃	〃

鳥取県告示第744号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	変更年月日
社会福祉法人岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町大字浦富645	社会福祉法人岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町大字浦富645	居宅介護	平成16年7月20日

鳥取県告示第745号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人東伯町社会福祉協議会	東伯郡東伯町大字浦安123 - 1	社会福祉法人東伯町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	東伯郡東伯町大字浦安123 - 1	居宅介護	平成16年8月31日

鳥取県告示第746号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会羽合支部	東伯郡湯梨浜町大字長瀬584	居宅介護 デイサービス	平成16年10月1日
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会泊支部	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	居宅介護	〃
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会東郷支	東伯郡湯梨浜町大字旭83	〃	〃

		部			
有限会社ケ アサービ スクローパー	鳥取市大榎町13	ケアサービススクローパー	鳥取市大榎町13	〃	〃
株式会社 コムスン	東京都港区六本木 六丁目10 - 1	株式会社コムスン智頭 ケアセンター	八頭郡智頭町大字 智頭1506 - 1	〃	〃
有限会社中 央福祉交通	米子市三本松二丁 目11 - 26	有限会社中央福祉交通 介護事業部	米子市三本松二丁 目11 - 26	〃	〃
社会福祉法 人祥和会	西伯郡南部町福成 3293	指定居宅介護事業所サ ポートセンターひの	日野郡日野町根雨 341 - 1	〃	〃

鳥取県告示第747号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	変更年月日
社会福祉法人岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町大字浦富645	社会福祉法人岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町大字浦富645	居宅介護	平成16年7月20日

鳥取県告示第748号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人東伯町社会福祉協議会	東伯郡東伯町大字浦安123 - 1	社会福祉法人東伯町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	東伯郡東伯町大字浦安123 - 1	居宅介護	平成16年8月31日

〃	〃	社会福祉法人東伯町社会福祉協議会指定身体障害者デイサービス事業所	〃	デイサービス	〃
社会福祉法人赤碕町社会福祉協議会	東伯郡赤碕町大字赤碕1113 - 1	社会福祉法人赤碕町社会福祉協議会	東伯郡赤碕町大字赤碕1113 - 1	〃	〃

鳥取県告示第749号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会羽合支部	東伯郡湯梨浜町大字長瀬584	居宅介護	平成16年10月1日
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会泊支部	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	〃	〃
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会東郷支部	東伯郡湯梨浜町大字旭83	〃	〃
有限会社ケアサービスクローバー	鳥取市大榎町13	ケアサービスクローバー	鳥取市大榎町13	〃	〃
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10 - 1	株式会社コムスン智頭ケアセンター	八頭郡智頭町大字智頭1506 - 1	〃	〃
有限会社中央福祉交通	米子市三本松二丁目11 - 26	有限会社中央福祉交通介護事業部	米子市三本松二丁目11 - 26	〃	〃
社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	指定居宅介護事業所サポートセンターひの	日野郡日野町根雨341 - 1	〃	〃

鳥取県告示第750号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第15の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	変更年月日
社会福祉法人岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町大字浦富645	社会福祉法人岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町大字浦富645	居宅介護	平成16年7月20日

鳥取県告示第751号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人東伯町社会福祉協議会	東伯郡東伯町大字浦安123 - 1	社会福祉法人東伯町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	東伯郡東伯町大字浦安123 - 1	居宅介護	平成16年8月31日
〃	〃	社会福祉法人東伯町社会福祉協議会東伯ふれあいデイ	〃	デイサービス	〃

鳥取県告示第752号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県第495号	蒸製魚鱗及びその	蒸製うるこ粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 18.0		社団法人境港水産加工汚水処理公社	平成16年7月4日から平成22年7月3日まで

	粉末				境港市昭和町12 - 19	
鳥取県 第514号	混合有機 質肥料	カニ殻ペ レット	窒素全量 4.0 りん酸全量 4.0	公定規格 のとおり	日本キレート株式会 社 鳥根県安来市柿谷町 115 - 4	平成16年8月11日から 平成19年8月10日まで
鳥取県 第511号	副産動物 質肥料	フィッシュ リッチ	窒素全量 6.0	"	鳥取罐詰株式会社 境港市弥生町206	平成16年9月12日から 平成19年9月11日まで

鳥取県告示第753号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び住所	失効年月日
鳥取県 第434号	甲殻類質 肥料粉末	4.0 かに がら粉末	窒素全量 4.0 りん酸全量 6.0		有限会社宝水産 境港市昭和町12 - 31	平成16年6月2日

鳥取県告示第754号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第2項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

区 分	地区名	所 在 の 場 所	増 反 者	
			予定売渡 口 数	予定売渡面積 (平方メートル)
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1044	1	363
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1056	1	429
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1725	1	21
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原1418 - 1728	1	1,513
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字萩原1800	1	144
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字萩原1803 - 3	1	540
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字萩原1803 - 5	1	495
土 地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字萩原1813 - 1	1	365

鳥取県告示第755号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
国 府 町	平成12年度から平成15年度まで	国府町（大字神垣の一部）の地籍図及び地籍簿	岩美郡国府町大字神垣の一部	平成16年10月8日
若 桜 町	平成14年度から平成16年度まで	若桜町（大字浅井の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡若桜町大字浅井の一部	”
三 朝 町	平成14年度から平成15年度まで	三朝町（大字笏賀の一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡三朝町大字笏賀の一部	”

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成16年10月8日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- （1）法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- （2）許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成16年11月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- （1）講習時間 3時間
- （2）講習課目
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 ノート型コンピュータ 48台

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成16年12月1日から平成20年11月30日まで

(4) 納入期限

平成16年11月30日（火）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成16年10月8日（金）から同年11月5日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入

札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課

電話 0857 - 26 - 7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成16年10月8日（金）午前9時から同月21日（木）午後5時までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）交付する。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限ることとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年11月5日（金）午後2時（ただし、郵便による入札書の受領期限は、平成16年11月4日（木）午後5時までとする。）

鳥取県庁第1会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成16年10月25日（月）午前10時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無
無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年10月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第2種中間検査 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成16年12月2日（木）から同月21日（火）まで

(4) 履行場所

落札者が所有するドライドック（乾船渠^{きょ}）

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、船舶部品及び修理に係るものを有すること。

(3) 平成16年10月8日（金）から同年11月22日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成5年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数200トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) ドライドック（乾船渠^{きょ}）を所有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境水産高等学校

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒684 - 8585 境港市中野町2000

鳥取県立境水産高等学校

電話 0859 - 44 - 0841

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成16年11月8日(月)午後1時30分

鳥取県立境水産高等学校応接室

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年11月22日(月)午前10時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、平成16年11月19日(金)午後5時までとする。)

鳥取県立境水産高等学校応接室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成16年11月15日(月)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規定(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無
無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : The second class intermediate survey of the training vessel Wakatori maru 1 set

(2) November 15, 2004 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 22, 2004 10 : 30 AM : Time - limit for submission of tenders

November 19, 2004 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Sakai Suisan High School 2000 Nakano - cho Sakaiminato - shi 684 - 8585 Japan TEL : 0859 - 44 - 0841